

第2編 災害予防

第1章 放射性物質災害予防対策

【基本方針】

- 放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

【主な機関の措置】

機関名	主な措置
事業者	第1節 防災対策の実施 第2節 放射線防護資機材等の整備
県	第2節 放射線防護資機材等の整備 第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握
市	第2節 放射線防護資機材等の整備 第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握
県警察	第2節 放射線防護資機材等の整備
愛知労働局	第2節 放射線防護資機材等の整備 第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握
中部運輸局	第2節 放射線防護資機材等の整備
第四管区海上保安本部	第2節 放射線防護資機材等の整備
防災関係機関	第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等

第1節 防災対策の実施

事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- (3) 施設の不燃化等の推進
- (4) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (5) 施設等における放射線量の把握
- (6) 自衛消防体制の充実
- (7) 通報体制の整備
- (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

第2節 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（事業者、県、市、県警察、愛知労働局、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放

射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

- (1) 愛知労働局、県及び市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。
- (2) 県は、放射性物質取扱事業者、研究機関及び自衛隊等放射線防護資機材保有機関との平時及び緊急時における連携の強化を図るものとする。

第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。

第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

第2章 原子力災害予防対策

【基本方針】

- 核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

【主な機関の措置】

機関名	主な措置
県	第1節1 原子力事業者との通報・連絡体制の整備 第1節2 県と4原子力事業者との情報交換等の実施 第2節1 県と関係機関相互の連携体制の整備 第2節2 隣接県等との情報交換、連絡調整窓口の確認 第3節1 アドバイザーの設置 第3節2 専門家の派遣要請の手続きの確認 第6節1 環境放射線モニタリングの実施 第6節2 可搬型測定機器の取扱の習熟 第7節 緊急輸送態勢の確保 第8節1 原子力災害に対応する医療機関の把握 第8節2 放射線防護資機材等の整備 第8節3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第9節 風評被害対策 第10節 県民等への的確な情報伝達体制の整備 第11節 原子力防災に関する県民等に対する知識の普及と啓発 第12節 原子力防災業務関係者に対する研修 第13節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施 第14節 県外からの避難者の受入れに関する事前調整
原子力事業者	第4節 防災対策の実施 第8節2 放射線防護資機材等の整備
市	第3節2 専門家の派遣要請の手続きの確認 第5節 避難所等の確保 第6節2 可搬型測定機器の取扱の習熟 第8節1 原子力災害に対応する医療機関の把握 第8節2 放射線防護資機材等の整備 第8節3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第9節 風評被害対策 第10節 県民等への的確な情報伝達体制の整備 第11節 原子力防災に関する県民等に対する知識の普及と啓発 第12節 原子力防災業務関係者に対する研修

	第13節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施
県警察	第7節 緊急輸送態勢の確保 第8節2 放射線防護資機材等の整備
中部運輸局	第8節2 放射線防護資機材等の整備
第四管区海上保安本部	第8節2 放射線防護資機材等の整備

第1節 原子力事業者との連携

県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。

1 原子力事業者との通報・連絡体制の整備

県は、近隣県にある原子力発電所等を持つ原子力事業者との通報・連絡体制の整備に努める。

2 県と4原子力事業者との情報交換等の実施

県と4原子力事業者は、情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換等を適宜実施し、相互の連携強化を図るものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、隣接県、市、原子力発電所等が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と核燃料物質等や原子力災害に関する原子力防災の基礎知識の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 県と関係機関相互の連携体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。

2 隣接県等との情報交換、連絡調整窓口の確認

県は、緊急時の環境放射線量等のデータに関し、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI（スピーディ）ネットワークシステム）等による予測データを隣接県等と情報共有を図ることができるよう、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。

第3節 原子力防災に係る専門家との連携

1 アドバイザーの設置

県は、原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。

2 専門家の派遣要請の手続きの確認

県及び市は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第4節 防災対策の実施

原子力事業者は、以下の原子力災害予防対策を行う。

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 原子力防災組織の運営
- (3) 輸送容器周辺の放射線量の把握
- (4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備
- (5) 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備
- (6) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
- (7) 原子力防災教育の実施
- (8) 原子力防災訓練の実施
- (9) 関係機関との連携

第5節 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。

なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。

さらに、市は、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

第6節 環境放射線モニタリングの実施等

1 環境放射線モニタリングの実施

県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、本県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。）において、環境調査センターを始め県内5か所で空間放射線量のモニタリング等を実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。

2 可搬型測定機器の取扱の習熟

県及び市は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努める。

第7節 緊急輸送態勢の確保

- (1) 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、災害等発生前における緊急通行車両の確認申出の推進に努める。
- (2) 県は、国及び関係市町村等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する立入制限及び緊急輸送活動を円滑に行えるよう情報連絡体制の維持に努める。

第8節 健康被害防止に係る整備

1 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。

2 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（原子力事業者、市、県警察、県、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

県及び市は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

4 スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

対策の整備県及び市は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。

5 原子力災害医療調整官の配置

県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておく。

第9節 風評被害対策

- (1) 県及び市は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、市、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時から的確な情報提供等に努めることとする。
- (2) 県及び市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。
- (3) 県及び市は、県民等に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、第11節に定める知識の普及と啓発を行う。

第10節 県民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 県は、国及び市と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、県民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 県及び市は、県民の的確な行動等につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備及び第12節に定める研修の充実を図る。
- (3) 県は、国、市と連携し、県民等からの問い合わせに対応する県民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市と連携し、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

- (5) 県は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、Webサイト、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第11節 原子力防災に関する県民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び市は、県民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 県、市及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- (4) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

第12節 原子力防災業務関係者に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、県及び市は、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること
- (2) 原子力発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

第13節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

県及び市は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者に協力を求める。

第14節 県外からの避難者の受入に関する事前調整

県は、避難元都道府県の要請に基づき、県外からの避難者の受入れが円滑に行われるよう、事前に受入れ体制の調整に努めるものとする。